

No. 985 (2017.11.30)

シェアリング・エコノミーの問題点

—課税上の観点から—

- | | |
|----------------|----------|
| はじめに | 4 イタリア |
| I 課税上の問題をめぐる議論 | 5 カナダ |
| 1 所得税 | 6 スウェーデン |
| 2 法人税 | 7 エストニア |
| 3 消費税 | 8 EU |
| II 諸外国における動向 | おわりに |
| 1 フランス | |
| 2 アメリカ | |
| 3 イギリス | |

- シェアリング・エコノミーでは、主に個人間でサービスが提供されるために、プラットフォームを介して得られた所得を課税当局が正確に把握できない等、課税上の問題が指摘されている。政府は、その対応策について政府税制調査会で議論し、平成30年度以降の税制改正に反映する方針である。
- 諸外国におけるシェアリング・エコノミーへの適正な課税に向けた取組は、緒に付いたばかりと言えるが、仲介サービス会社に対して課税当局への情報提供を義務付けたフランスの事例等が見られる。
- 本稿では、シェアリング・エコノミーにおける課税上の問題を整理した上で、諸外国における動向を紹介する。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 さとう りょう 佐藤 良

第985号

はじめに

シェアリング・エコノミーが世界的に拡大し、注目を集めている。シェアリング・エコノミーとは、主に個人が保有する活用可能な資産等をインターネット上のプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とするサービスや、その経済活動一般を指す¹。プラットフォームを運営する代表的な仲介サービス会社には、配車サービスの Uber Technologies 社（ウーバー）、民泊サービスの Airbnb 社（エアビーアンドビー）等がある。また、プラットフォームを介して単発の仕事を請け負う労働形態は「ギグ・エコノミー（gig economy）」と呼称されている。

シェアリング・エコノミーでは、主に個人間でサービスの提供が行われる。そのため、プラットフォームを介してサービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が得た所得を課税当局が正確に把握できない等、課税上の問題が指摘されている²。

政府は、こうした問題への対応策について、内閣府に内閣総理大臣の諮問機関として設置された税制調査会（以下「政府税制調査会」という。）で議論し、平成 30 年度以降の税制改正に反映する方針であると報じられている³。具体的には、仲介サービス会社に対して所得情報の提供を義務付ける案などが検討される見通しである。

本稿では、シェアリング・エコノミーにおける課税上の問題を整理した上で、諸外国における動向を紹介する。

I 課税上の問題をめぐる議論

シェアリング・エコノミーをめぐる課税上の問題は、①サービス提供者に対する課税の在り方と②仲介サービス会社に対する課税の在り方に大別される。税目別に見れば、所得税は①、法人税は②、消費税は①と②の双方に関連する。以下では、税目別に論点を整理する⁴。

1 所得税

所得税の観点からは、サービス提供者が個人事業者であるか、仲介サービス会社の被用者であるか、といった根本的な問題がある。個人事業者である場合、サービス提供者の所得は「事業所得」（又は「雑所得」）に分類される⁵。この場合、サービス提供者自身が、納税義務者と

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 29 年 11 月 20 日である。

¹ 総務省『情報通信白書 平成 29 年版』2017, p.23. <<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/n1200000.pdf>> 等による定義。

² 「個人間取引 課税強化へ「シェアエコ」民泊やメルカリ」『朝日新聞』2017.9.9; 「配車仲介など課税漏れ対策 政府検討 業者・利用者の所得把握焦点」『産経新聞』2017.9.8.

³ 『朝日新聞』同上; 『産経新聞』同上

⁴ 論点整理に当たっては、森信茂樹「民泊にライドシェア 見落とされる深刻な問題 急拡大するシェアリング経済 課税議論を急げ」『Wedge』29(4), 2017.4, pp.50-53; 同「国際課税 デジタルエコノミーと税制—シェアリングエコノミーを中心に—」『租税研究』814 号, 2017.8, pp.187-195 等を参照した。

⁵ 我が国の所得税法は、所得をその源泉又は性質によって 10 種類（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得）に分類し、各様態に応じた課税方法を定めている。事業所得は一定の事業から生ずる所得、給与所得は勤務先から受ける給料等の所得をいう。雑所得は他の 9 分類に該当しない所得をいい、公的年金等とその他の雑所得から成る。シェアリング・エコノミーによる所得は、譲渡所得（資産の譲渡による所得）や不動産所得（不動産等の貸付による所得）等に区分される場合も考え得る。本

して申告納税しなければならない。仲介サービス会社の被用者である場合、その所得は「給与所得」に分類され、仲介サービス会社が源泉徴収義務を負う。

サービス提供者は、現状では、多くの場合、個人事業者として位置付けられている⁶。この場合の論点としては、次のような点が挙げられる。

一点目は、冒頭で述べたとおり、サービス提供者の所得把握の問題である。具体的には、仲介サービス会社に対し、サービス提供者の所得情報の提供を求める制度の導入が課題となる。一層の取組として、サービス提供者が仲介サービス会社に登録する際に、マイナンバーの登録を義務付け、課税当局が仲介サービス会社に対してマイナンバーと併せて、所得情報の提供を求めることも考えられる。さらには、仲介サービス会社に情報提供のみならず、サービス提供者の事業所得（又は雑所得）の源泉徴収義務を課すことができるか、といった点も論点になり得る⁷。

二点目は、適用される所得分類をめぐる問題である。その一つは、給与所得と事業所得における所得計算上の控除の扱い、もう一つは、事業所得と雑所得の区分に関するものである。

給与所得では、所得計算上の控除で給与所得控除による概算控除⁸が適用される。給与所得控除として適用できる額は、通常、実際に必要とされる経費よりも高い水準に設定されていると言われる⁹。一方、事業所得の場合、所得計算上の控除として、必要経費の実額控除が認められている。サービス提供者の多くは、労働者性が高く¹⁰、必要経費として計上できる範囲は限定的であると見られる。そのため、サービス提供者の多くは、所得計算上の控除の点で、給与所得者に比べて不利な立場にあると考えられる。

政府税制調査会は、昨今議論がなされている所得税改革の方向性の一つとして、働き方の多様化等を踏まえた諸控除の見直しを掲げている¹¹。その背景には、労働者性の高い個人事業者¹²が増加傾向にある一方、所得計算上の控除の点で給与所得者と比較して不利な立場に置かれていること、換言すれば、税制が働き方の選択に対して中立的ではなくなっていることへの問題

稿では、議論を単純化するために、これらの所得に区分される場合は取り上げていない。

⁶ 「不安定な働き方に関する議論」『国別労働トピック』2017.7. 労働政策研究・研修機構ウェブサイト <http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2017/07/uk_03.html> 等を参照。なお、イギリスでは、ウーバーのドライバーが、実態は従属的な労働者でありながら、契約上は個人事業者として扱われることで、本来適用されるべき法的な権利が保障されていないとして、事業者を提訴し、雇用裁判所がこれを認める判断を下している（同）。

⁷ 森信『Wedge』前掲注(4), p.51. 仲介サービス会社は取引の内容や実態を詳細に把握していない等の理由から、同会社に源泉徴収義務を課すことに対して慎重な見方もある（伊藤公哉「シェアリングエコノミーの拡大に伴うタックス・ギャップへの制度対応（後）テクノロジーの発展と申告納税制度の下での資料情報制度の再検討」『税務弘報』65(13), 2017.12, pp.73-75.）。

⁸ 所得税では、課税所得の算出時に、収入金額から必要経費等の額を控除する。必要経費等の額を実額ではなく、収入金額に対する一定比率等によって概算し、控除することを「概算控除」という。

⁹ サラリーマンの勤務関連経費（平成28年現在）は平均で年間25万円程度と推定される一方、給与所得控除の控除額は最低補償額が65万円、上限額が220万円に設定されている（財務省「説明資料〔所得税〕」（平29.10.23総13-2）p.20. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen13kai3.pdf>>）。

¹⁰ 労働者性（使用従属性）は、指揮監督下の労働か否か、報酬の労務対償性等の基準によって判定される（「労働者」「賃金」の定義）労働政策研究・研修機構ウェブサイト <<http://www.jil.go.jp/hanrei/conts/001.html>>）。サービス提供者は労働者性が高いと指摘されている（「不安定な働き方に関する議論」前掲注(6)等）。

¹¹ 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」2016.11.14, pp.7-8. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/28zen8kai3.pdf>>

¹² 「雇用の自営」等（建築技術者、システム・エンジニア、保険代理人、外交員等）やフリーランス（雇用主でない、実店舗を保有していない等の条件を満たす者）が例示されているが、労働者性の高さという点ではサービス提供者とも共通している（財務省「参考資料〔所得税〕」2016.11.14, p.10. 同上 <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/28zen8kai4.pdf>>）。

意識がある。具体的には、給与所得控除等の所得計算上の控除と、基礎控除等の人的控除について、前者を縮小し、後者を拡大すること等が検討される見通しである¹³。より抜本的な見直しとして、給与所得と事業所得の統合に議論が及ぶ可能性も考えられる¹⁴。

もう一つは、事業所得と雑所得の区分に関する問題である。営利を目的とする継続的行為による所得は、経済活動の規模によって、事業所得又は雑所得に区分される¹⁵。事業とみなせる規模である場合には事業所得、そうでない場合は雑所得に該当する。事業所得では所得金額の計算上で生じた損失の損益通算ができるほか、青色申告を行えば、欠損金の繰越控除が認められる。一方、雑所得ではこれらの措置は認められない。

仲介サービス会社を介して得られる所得が少額であり、副業的な位置付けにとどまる場合は、事業所得ではなく、雑所得に区分されると見られる。シェアリング・エコノミーによって得られた所得に対して適正に課税するには、事業所得と雑所得の間により明確な区別が必要であると指摘されている¹⁶。

2 法人税

ここで述べるのは外国法人である仲介サービス会社に対して適正な法人課税を行えるか、という論点である。これは、グローバル経済下で電子商取引等を行う外国法人一般に広く共通するものである。

一般に、我が国の法人税では、外国法人が国内に「恒久的施設 (permanent establishment: PE)」を有するか否かによって、事業所得等への課税方法が異なる。PE とは、事業を行う一定の場所（支店等）をいう。外国法人が PE を有する場合は、事業所得を含め、PE に帰属する所得が課税対象になる。一方、PE を有しない場合は、国内資産の保有に係る所得等の一部のみが課税対象となり、事業所得は課税対象にならない。PE の有無に着目した課税の取扱いは「PE なければ課税なし」と呼ばれ、国際的な課税原則の一つとされている¹⁷。

PE に関する典型的な論点の一つが、電子商取引を営む外国法人の倉庫の取扱いである。現状では、商品の保管や引渡しを行うための倉庫は PE に該当しないと解されている¹⁸。そのため、外国法人が顧客の所在国に倉庫のみを保有して電子商取引を行う場合に、その事業所得に対して十分な課税がなされていないことが問題視されている¹⁹。シェアリング・エコノミーの仲介

¹³ 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」2015.11, pp.8-10. 同上 <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/27zen28kai3.pdf>>

¹⁴ 政府税制調査会による所得税改革の中間報告は、給与所得と事業所得を明確に区別する意義が薄れていると言及している（税制調査会 前掲注(11), p.7.）。なお、イギリスにおける税制改革の方向性を論じた「マリーズ・レビュー」でも、給与所得、個人事業者の事業所得、小規模会社からの配当所得の間で税制上の取扱いが異なることが働き方の選択をゆがめているとして、所得税と社会保険料 (NIC) の課税を統合し、これらの取扱いを統一することが提言されている (James Mirrlees et al., *Tax by Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press, 2011, pp.468-469 等)。

¹⁵ 水野忠恒『大系租税法』中央経済社, 2015, p.246.

¹⁶ 森信『Wedge』前掲注(4), p.51.

¹⁷ 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法 第3版』東京大学出版会, 2015, pp.93-94.

¹⁸ 法人税法施行令 (昭和40年政令第97号) 第4条の4第1項第1号では、PEを「支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫(倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。)」と定義する。その上で、同条第2項において、仕入業務、資産の保管、補助的活動のためにのみ使用する一定の場所は、これに含まれないと規定する。電子商取引を営む外国法人の倉庫は、この例外に該当すると見られる。

¹⁹ 特に、アマゾン・ドット・コム の事例が取り上げられることが多い (森信『Wedge』前掲注(4), pp.52-53; 「パナマ文書 ずるい税金逃れ グローバル企業はこう節税している—グーグルはアイルランドに2法人 アマゾンには「日本

サービス会社についても、外国法人として顧客の所在国で事業を展開する場合に、PE に該当する支店等を設置しないことが考えられる。そうした場合に、仲介サービス会社の事業所得に対して、法人税を適正に課税できない問題が発生し得る。

PE をめぐるこうした問題点については、「BEPS プロジェクト」²⁰で議論がなされた。同プロジェクトの最終報告書は、「人為的な PE 認定回避（行動 7）」として、PE の認定を人為的に回避し、税負担の軽減を図る行為への対抗策を提示している。具体的には、PE の定義及び範囲に関する国際的な基準である OECD モデル租税条約について、見直しを勧告している²¹。上述の倉庫の問題に対しては、行動 7 が有効な解決策として機能することが期待されている²²。我が国では、平成 30 年度税制改正に向けて、こうした勧告内容の国内法への反映について議論が行われている²³。

ところで、行動 7 は、物理的な拠点（ネクサス）の有無を課税の基準とする、従来の PE の考え方の延長線上で、見直しを行うものである。しかし、電子商取引の事業の中には、顧客の所在国に物理的な拠点を一切保有することなく、事業展開できるものも存在すると見られる。BEPS プロジェクトでは、こうした観点も踏まえて、電子経済²⁴に対応するための新たな基準についても議論が行われた。その代表的な基準が“Significant Economic Presence（重要な経済的拠点）”に基づく課税である²⁵。“Significant Economic Presence”は、従来の PE の概念が、所在国（源泉地国）に物理的な拠点を求めるのに対し、電子的な拠点（例えば、ローカルのドメイン名、収集されたデータ量等）としての特徴を十分に有し、一定の売上額を上げていれば、

支店なし」作戦— 『エコノミスト』2016.5.24, p.33 等）。

²⁰ BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) とは、多国籍企業が国際的な税制の間隙を突いて税負担を軽減・回避する行為や、これに起因する問題をいう。BEPS プロジェクトは、OECD と G20 が協同して進める、その防止等を目的として国際課税のルールを見直す取組である。2015 年 10 月に公表した最終報告書では、BEPS への対抗策として、15 の行動項目が提示されている (“BEPS Actions.” OECD Website <<http://www.oecd.org/tax/beps/beps-actions.htm>>)。

²¹ 具体的には、①代理人 PE の定義と②PE の例外とする範囲等の見直しが掲げられている。①については、現状では、企業に代わって行動する者（独立の地位を有する代理人（独立代理人）を除く。）が、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業の PE とみなすと定義されている。この場合の PE を代理人 PE という。この規定の下では、企業に代わって行動する者（受託者）が自身の名で企業（委託者）の商品を販売契約する等の方法を採用することによって、人為的に PE の認定を回避することが可能になっている。これを改めるため、企業に代わって行動する者が上述の販売契約を行う場合や契約締結につながる主要な役割を担う場合には代理人 PE に認定することが勧告されている。②については、現状では、商品の保管、展示、引渡しや購入のみを行う場所等は PE に当たらないと定義されている。そのため、商品の保管や引渡しを行うための倉庫のみを有する場合、PE に該当しない。これを改めるため、倉庫を通じて行われる商品の保管や引渡し等の活動が、その事業の本質的な部分を構成し、準備的・補助的活動に該当しない場合には、PE に認定することが勧告されている（21 世紀政策研究所・経団連経済基盤本部編著『BEPS Q&A—新しい国際課税の潮流と企業に求められる対応—』経団連出版、2016, pp.210-219。）。

²² 「外資ネット通販も課税、財務省、大規模倉庫あれば」『日本経済新聞』2017.11.2。行動 7 を含む各種措置を効率的に二国間租税条約に反映させるために、2016 年 12 月に多数国間協定（「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（BEPS 防止措置実施条約））が策定され、全ての関心のあつた国及び特定の地域に開放された。2017 年 6 月には、我が国を含む 67 か国・地域が、当該条約に署名した。ただし、アメリカは当該条約に署名していないため、アマゾン・ドット・コムには、この見直しは適用されない（同）。

²³ 財務省「説明資料（国際課税）」（平 29.10.16 総 12-5）pp.12-13。内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-ch/o/gijiroku/zeicho/2017/29zen12kai11.pdf>> なお、当該改正は、BEPS 防止措置実施条約への対応も目的とするものである。

²⁴ 電子商取引により国境を越え遠隔でサービスの提供等が可能になるような経済一般をいう。デジタル経済とも呼ばれ、実物経済と対置される。

²⁵ Significant Economic Presence の内容等については、緒方健太郎「国際課税 BEPS 最終報告書について」『租税研究』798 号、2016.4, pp.256-266; 21 世紀政策研究所・経団連経済基盤本部編著 前掲注(21), pp.66-69 を参照。

その拠点に帰属する事業所得等に対する課税権を認めるものである。

最終報告書では“Significant Economic Presence”を勧告として採用することは見送られ、今後も引き続き検討することとされた²⁶。その理由は、他の BEPS 最終報告書の勧告内容が、電子経済における BEPS の問題に対して実質的な効果を持つと見られること、認定要件の設定や帰属所得の算定が困難であること等である。また、電子経済の今後の発展が国際課税にもたらす影響については継続的にモニタリングを行い、2020 年までにその結果を踏まえた報告書を作成することが予定されている。

外国法人である仲介サービス会社に対する法人課税は、現時点の BEPS プロジェクトの勧告内容を実行することで、一定の効果が得られる可能性がある。ただし、プラットフォームの仕組み上、仲介サービス会社が顧客の所在国に物理的な拠点を一切保有することなく、事業展開することも考え得る。そのため、現時点の勧告による効果が限定的である場合には、“Significant Economic Presence”の導入も含めた検討が必要になると考えられる²⁷。

3 消費税

シェアリング・エコノミーによって提供されるサービスは、原則、消費税の課税対象になると考えられる。その場合に、消費税の納税義務者を仲介サービス会社とサービス提供者のいずれとするかが問題になると指摘されている²⁸。これは、仲介サービス会社が、国内事業者と国外事業者のいずれである場合にも共通の論点である。

我が国では、平成 27 年 10 月から、国外事業者がインターネット等を介して国内事業者又は国内消費者に対して行う役務の提供について、国内取引として消費税を課税する制度が導入されている。具体的には、国外事業者の国内事業者向け取引（B to B 取引）では、国内事業者が納税する方式（リバースチャージ方式²⁹）、国外事業者の国内消費者向け取引（B to C 取引）では、国外事業者が日本の税務署に対して申告納税を行う方式が採られている。

仲介サービス会社が国外事業者であり、仲介されるサービス全体が上述の B to B 又は B to C 取引に該当する場合、サービス全体に消費税が課されるため、課税上の問題は生じないと見られる。問題が生じ得るのは、該当する取引が手数料の授受のみの場合である（図を参照）。

この場合、サービス本体（図中「部屋の貸出し」）に対する消費税の納税義務者は、仲介サービス会社ではなく、サービス提供者となり、その多くが、免税点（基準期間の課税売上高が 1000 万円）を超えずに免税事業者となる可能性がある。一方、既存の同業者の多くが課税事業者である場合には、双方の間で公平な競争条件が確保されないといった問題が生じかねない。そのため、サービス本体についても、仲介サービス会社に納税義務を課すことの是非が、依然として論点になると考えられる。また、一部の国外事業者には、上述の B to B 又は B to C 取

²⁶ OECD, “Explanatory Statement, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project,” 2015, p.8. <<https://www.oecd.org/ctp/beps-explanatory-statement-2015.pdf>>

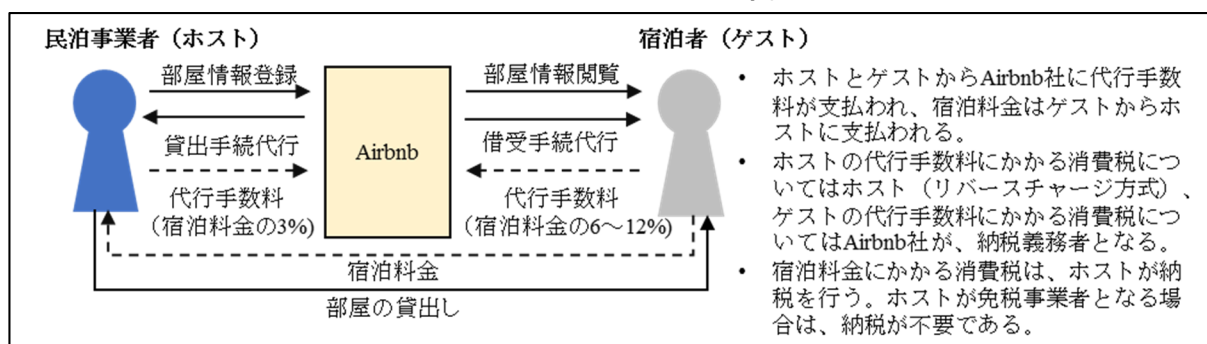
²⁷ 森信『租税研究』前掲注(4), p.191.

²⁸ 森信『Wedge』前掲注(4), p.52. 実際に、付加価値税（我が国の消費税もその一種である。）を課すイギリスでは、この点をめぐって裁判が行われている（Barney Thompson and Vanessa Houlder, “Uber faces new pressure from crowdfunded VAT case,” *Financial Times*, 2017.6.28.）。

²⁹ 通常の場合、役務を提供した事業者に納税義務を課すところ、役務の提供を受けた事業者に納税義務を課す方式をいう。

引への課税の対応に不備が見られ、法令遵守の徹底が必要との指摘も見られる³⁰。

図 エアビーアンドビーの事例



（出典）総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室・みずほ情報総研「社会課題解決のための新たなICTサービス・技術への人々の意識に関する調査研究報告書」2015.3, p.117. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h27_06_houkoku.pdf>; 「VAT（付加価値税）とは何？ 自分も課税対象ですか？」 Airbnbウェブサイト <<https://www.airbnb.jp/help/article/436/what-is-vat-and-how-does-it-apply-to-me>> 等を基に筆者作成。

II 諸外国における動向

本章では、諸外国におけるシェアリング・エコノミーへの税制上の対応事例について、政府税制調査会による海外調査報告³¹を踏まえて紹介する。

諸外国でもシェアリング・エコノミーへの適正な課税に向けた取組は、緒に付いたばかりと言えるが、フランスが仲介サービス会社に対して課税当局への情報提供を義務付けた事例等が見られる。また、課税当局による質問調査権も、シェアリング・エコノミーへの適正な課税を実現するための有効な手段として位置付けられている。

1 フランス

(1) 仲介サービス会社による課税当局への情報提供

2016年補正予算法³²によって、仲介サービス会社は、サービス提供者の情報を課税当局である公共財政総局（DGFiP）に提出することが義務付けられた³³。提出対象となる情報は、サービス提供者の氏名、連絡先、事業識別登録番号（SIREN）、取引によって得られた総所得などである。この情報提供は、電磁的方法によって毎年自動的に行われ、サービス提供者にも通知される。2019年1月分以降の所得から当該規定の適用が開始される。適用開始までに一定の期間が設けられているのは、事業者側にシステム整備等の準備期間を与えるためである。

多くの仲介サービス会社が外国法人であることや、一部の会社ではプラットフォームを運営するだけで個別の取引を把握していないケースも見られることから、新たな制度によって、ど

³⁰ 森信茂樹「シェアリング・エコノミーを取り込み 表面化してきた税制上の諸課題—新たなビジネスと調和する税制の構築が求められる—」『金融財政事情』2017.11.6, p.28.

³¹ 政府税制調査会は、諸外国の納税実務等をめぐる環境変化への対応を調査するために、平成29年4～5月に海外調査を実施した（アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、エストニア、スウェーデン、韓国）。シェアリング・エコノミーを含む「新しい経済」への対応も、調査テーマの一つとされた（「政府税制調査会海外調査報告（総論）」（平29.6.19総10-1）内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai2.pdf>>）。

³² LOI n° 2016-1918 du 29 décembre 2016 de finances rectificative pour 2016, Article 24.

³³ Code général des impôts, Article 1649 quater A bis.

の程度の情報が集まるかは未知数とされる³⁴。新制度は新たなビジネスモデルへの当座の対応であり、今後の改善も見込まれている。

(2) 課税当局による質問調査

DGFIP は、納税者自身や第三者に資料情報の提供を要請できる権限（コミュニケーション権）を有している³⁵。DGFIP がコミュニケーション権を行使するに当たっては、裁判所等の許可は必要ないとされる。シェアリング・エコノミーに関する情報を把握するために、当該権限を利用することも可能である。ただし、当該権限の行使は、個人情報保護を目的とする独立行政機関である「情報処理及び自由に関する国家委員会（CNIL）」の監督下で行われる。当該調査対象の範囲や動機の適否に一定の制約が設けられているため、その行使に当たっては、慎重な判断が必要であるとされている。

2 アメリカ

(1) 仲介サービス会社による課税当局への情報提供

シェアリング・エコノミーへの全般的な対応は今後の課題とされているが、既存の法定調書³⁶によって一定の対応が図られている³⁷。すなわち、支払決済機関は、カード決済取引や第三者ネットワーク取引³⁸を通じて一定額以上の代金の支払を行う場合に、内国歳入庁（IRS）に対して申告書を提出する義務が課されている（26 U.S.C. §6050W）³⁹。支払決済機関のうち、第三者ネットワーク取引において受取人に対して契約上の支払義務を負う機関は「第三者決済機関」と呼ばれる。仲介サービス会社であるエアビーアンドビーやウーバーは、サービスの利用者に代わって、サービス提供者に支払を行う決済機能を有しており、この機関の典型例とされる⁴⁰。

この規定に基づく申告書が「様式 1099-K」である⁴¹。カード決済取引の場合は全て、第三者ネットワーク取引の場合は年間の取引回数が 200 回超かつ取引総額が 2 万ドル超に該当するものが報告対象となる。報告される情報は、受取人の氏名、住所、納税者番号、支払総額である。支払決済機関は、報告対象となる取引について様式 1099-K を作成し、IRS に提出するとともに、その内容を受取人にも通知する。

これに関連する申告書として「様式 1099-MISC」がある。支払者は、課税年度に非法人（個人）に対して一定額以上の雑所得（miscellaneous income）の支払を行った場合に、IRS に同様

³⁴ 「政府税制調査会海外調査報告（フランス、イギリス）」（平 29.6.19 総 10-9）pp.6-8. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai13.pdf>>

³⁵ 同上, pp.6-9.

³⁶ 所得税法等の規定によって税務当局に提出が義務付けられている資料をいう。

³⁷ 「政府税制調査会海外調査報告（アメリカ、カナダ）」（平 29.6.19 総 10-7）pp.4-8. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai11.pdf>>; 伊藤 前掲注(7), pp.70-71.

³⁸ 第三者による支払ネットワークを通じて決済された取引をいう（26 U.S.C. §6050W (c)(3)）。

³⁹ この規定は、カード決済取引等によって得られた所得の過少申告を抑制し、税務のコンプライアンスを向上させることを目的として、2008 年に「住宅経済救済法」によって導入された（Housing and Economic Recovery Act of 2008, Pub. L. No.110-289, 122 Stat. 2908.）。また、同規定は、納税者が適正に確定申告書を作成できるように支援する目的も有しているという（伊藤 前掲注(7), pp.70-71.）。

⁴⁰ 同上, p.79.

⁴¹ Internal Revenue Service, “2018 Instructions for Form 1099-K,” 2017.11.15. <<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i1099k.pdf>> を参照。

式で報告することが義務付けられている⁴²。報告対象は、10ドル以上のロイヤリティ等の支払や、600ドル以上の事業及び取引に関連する賃料、役務の対価、賞与等の支払である。ただし、この条件に該当する支払であっても、様式1099-Kの報告対象となる支払については、様式1099-MISCの提出が免除される（以下「免除規定」という。）。様式1099-MISCで報告される情報は、様式1099-Kとほぼ同じであり、その内容は受取人にも通知される。

現行の法定調書では、シェアリング・エコノミーへの対応の効果は限定的であるとの指摘も見られる。すなわち、2015年現在、サービス提供者のうち、様式1099-Kと様式1099-MISCの通知を受領しているのは全体の6割に過ぎず、把握されていない所得が多額に上るとの指摘である⁴³。その原因の一つとして指摘されているのが、上述の免除規定である。第三者ネットワーク取引の場合、その回数や金額が、様式1099-Kの報告義務が発生する条件を下回ると、様式1099-Kと様式1099-MISCのいずれの法定調書についても報告対象外となる。そのため、免除規定が税制の抜け穴（loophole）として機能しているという⁴⁴。こうした現状を踏まえ、免除規定を見直すべきであるとの意見も見られる⁴⁵。

(2) 課税当局による質問調査

IRSは、申告書の確認や無申告者の申告書作成等の目的のために、納税者及び第三者に対して、質問検査（実地での聞き取り調査等）のほか、「召喚状（サモンズ）」を發出して出頭による調査等を実施することが認められている⁴⁶。

この制度の下では、調査対象となる納税者を特定するために、一定の要件の下で、名宛人不特定なサモンズを發出することもできる。これを「ジョン・ドゥ・サモンズ」と呼ぶ⁴⁷。この制度については、シェアリング・エコノミーに関連する所得把握を目的として活用された実績はないが、有効な手段になると考えられている⁴⁸。

⁴² Internal Revenue Service, “2018 Instructions for Form 1099-MISC,” 2017.10.12. <<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i1099misc.pdf>> を参照。

⁴³ “The Sharing Economy: A Taxing Experience for New Entrepreneurs Part I,” Hearing before the Committee on Small Business, United States House of Representatives 114th Congress, 2016.5.24, p.5. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CHRG-114hhrg20199/pdf/CHRG-114hhrg20199.pdf>>; David Kocieniewski, “Are Airbnb and others costing the government billions?” *Boston Globe*, 2016.5.24. <<https://www.bostonglobe.com/business/2016/05/23/airbnb-others-pay-out-billions-be-neath-irs-radar-study-finds/o57SNCizMzHSEjH0A1MNMM/story.html>>

⁴⁴ 意図的に税制の抜け穴を利用する者がいる一方で、そもそも税務の知識が十分でない者も多いと指摘されている（Laura Saunders, “The Blind Spot in a Sharing Economy: Tax Collection: some gig-economy workers are using a loophole to cheat Uncle Sam; others are bewildered by tax requirements,” *Wall Street Journal* (Online), 2017.5.19. <<https://www.wsj.com/articles/the-blind-spot-in-a-sharing-economy-tax-collection-1495186206>>）。

⁴⁵ “The Sharing Economy: A Taxing Experience for New Entrepreneurs Part I,” *op.cit.*(43), pp.10-11.

⁴⁶ IRSは、納税者又は第三者に対して、所定の日時及び場所に、要求された帳簿又は記録を持って出頭し、宣誓の下に証言することを求めるサモンズを發出する権限を有する（26 U.S.C. §7602 (a)(2)）。ただし、IRSはサモンズを發出する権限を有するにとどまり、サモンズに従わない者に対して執行を強制したり、裁判所の判断なく処罰したりする権限はない。制度の詳細は、居波邦泰「タックス・アムネ스티の我が国への導入についての考察」『税務大学校論叢』68号、2011.6, pp.347-352に詳しい。

⁴⁷ 一定の要件とは、具体的には、①特定の者や集団等に関する調査であること、②それらの者等が法令に違反し、又は違反した可能性があると信じるに足る合理的な根拠が存在すること、③検査によって入手しようとしている情報を他の情報源から容易に取得できないことである（26 U.S.C. §7609 (f)）。IRSは、裁判手続においてこれらの要件を満たすことを立証した後に、サモンズを發出できる。

⁴⁸ 「政府税制調査会海外調査報告（アメリカ、カナダ）」前掲注(37), p.7.

(3) サービス提供者による申告納税

サービス提供者は、シェアリング・エコノミーの取引で得られた収入について原則として確定申告を行う必要がある。なお、様式 1099-K 等で通知を受けている場合は、その内容を踏まえて確定申告を行うことが求められている。

IRS は、サービス提供者向けに、確定申告等の税務に関するウェブサイトを開設している⁴⁹。例えば、サービス提供者が適用できる所得控除 (deduction) 等のルールとして、次の事項が挙げられている。

- ・事業用に自動車を使用する場合、走行距離 1 マイル当たり 53.5 セントの標準控除⁵⁰を適用できる⁵¹。
- ・個人用住居の貸出期間が 15 日以下である場合、貸出しによる収入等の申告は不要である。15 日を超える場合は、貸出しによる収入に、個人用と貸出用の期間に応じた費用の控除等を適用して申告する。

3 イギリス

(1) 課税当局による質問調査

シェアリング・エコノミー等の新たな経済活動や国際的な租税回避等の問題に対して、所得把握の向上を図るために、歳入関税庁 (HMRC) による情報収集権限の整備が進められている⁵²。HMRC は、納税者及び第三者に対して「情報要請通知 (Information Notice)」を発行し、合理的な範囲内で、納税者の課税状況の確認に必要な情報の提供を要請できる⁵³。この制度では、HMRC は、事前に租税審判所 (Tax Tribunal) の許可が得られれば、第三者に対して、不特定の納税者に関する情報提供を要請する通知も発出できる⁵⁴。

また、HMRC は、納税者の課税状況の分析等に活用するために、納税者に関係するデータの保有者 (雇用者や支払の関係者等) に対して「データ要請通知 (Data-holder Notice)」を発行し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を求める権限も有している⁵⁵。

(2) シェアリング・エコノミーに対応した新たな控除の創設等

2017 年の課税年度から個人の事業所得 (trade income) と資産所得 (property income) に対して各 1,000 ポンドの所得控除 (allowance) が新設されている⁵⁶。その目的は、サービス提供者に關係する税制の簡素化を通じて、シェアリング・エコノミーの振興を図ることである。各所得

⁴⁹ “Sharing Economy Tax Center.” IRS Website <<https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/sharing-economy-tax-center>>

⁵⁰ 納税者の申告区分 (単身者、夫婦合算等) ごとに設けられた一定額を所得から控除する制度。概算控除としての性格を有する。納税者は、「標準控除」と一定の費用の実額控除である「項目別控除」のいずれかの方式を選択する。

⁵¹ “2017 Standard Mileage Rates for Business, Medical and Moving Announced,” 2016.12.13. IRS Website <<https://www.irs.gov/newsroom/2017-standard-mileage-rates-for-business-and-medical-and-moving-announced>>

⁵² 「政府税制調査会海外調査報告 (フランス、イギリス)」前掲注(34), pp.15-16; 財務省 前掲注(9), p.57.

⁵³ 2008 年財政法によって導入された (Finance Act 2008 (c.9), Schedule 36.)。

⁵⁴ 同上の規定による。

⁵⁵ 2011 年財政法によって導入された (Finance Act 2011 (c.11), Schedule 23.)。

⁵⁶ 2016 年予算でその創設が公表された (Budget 2016, HC 901.)。税制上の措置は 2017 年財政法 (第二次) に盛り込まれている (Finance (No. 2) Act 2017 (c.32), Schedule 3.)。制度内容は以下を参照。HM Revenue & Customs, “Income Tax: new tax allowance for property and trading income,” 2016.12.5. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/publications/income-tax-new-tax-allowance-for-property-and-trading-income/income-tax-new-tax-allowance-for-property-and-trading-income>>

が 1,000 ポンド以下である場合は、所得税の申告納税は不要である。納税者は、各所得が同金額を超える場合、所得金額の計算時に 1,000 ポンドの概算控除と実額による費用の控除のいずれかを選択できる。

そのほかにも、シェアリング・エコノミーに関連する控除として、部屋の貸出しに係る控除 (rent a room relief) がある⁵⁷。これは、所得金額の計算時に 7,500 ポンドの概算控除を可能とするものである。なお、上記の控除との併用は認められていない。

4 イタリア

シェアリング・エコノミーの規制と振興を目的とする法案が、現在、下院で審議中である。同法案には、課税の規定が設けられている⁵⁸。すなわち、サービス提供者がプラットフォームを通じて得た所得について、新設の所得区分を適用するとともに、1 万ユーロまでは 10%の源泉徴収を課し、1 万ユーロを超える分は個人事業者による所得と同率で課税する。源泉徴収義務者はプラットフォームを運営する仲介サービス会社である。同会社が外国法人である場合、その義務を果たすために、イタリア国内に PE に相当する組織を設けることが求められている。

5 カナダ

シェアリング・エコノミーへの全般的な対応は今後の課題とされている⁵⁹。ただし、現行制度の下でも、カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency: CRA) は、納税者及び第三者に対し、質問調査 (実地での聞き取り調査や情報提供要請等) を実施できる。これによって、シェアリング・エコノミーに対して一定の対応が可能とされている⁶⁰。なお、CRA は、所定の要件を満たし、裁判所の許可を受けた場合に限り、第三者に対して、不特定の調査対象者に関する取引情報の提供を要請できる。この仕組みを利用して、インターネット・オークションの運営会社に対して、不特定多数の利用者情報の提供を求めた事例も見られる。

6 スウェーデン

2017 年から、ウーバーを含む全タクシー事業者の各運転手を対象とする報告制度を導入した⁶¹。具体的には、各運転手が民間の報告センターに乗務情報を報告し、スウェーデン国税庁 (Skatteverket) が必要に応じて当該センターに情報提供を求めることができる仕組みである。

7 エストニア

2017 年から、ウーバーが、運転手の同意の下、その運転手の所得情報をエストニア税・関税

⁵⁷ CCH British Master Tax Guide 2016-17, CCH, 2016, p.274.

⁵⁸ Disciplina delle piattaforme digitali per la condivisione di beni e servizi e disposizioni per la promozione dell'economia della condivisione, C.3564. Camera dei deputati Website <<http://www.camera.it/leg17/126?tab=1&leg=17&idDocumento=3564>> 課税については第 5 条に規定されている。

⁵⁹ 岡村忠生・沼尾波子「政府税制調査会海外調査報告 (アメリカ・カナダ)」 (平 29.6.19 総 10-6) pp.4-7. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai10.pdf>>

⁶⁰ 同上

⁶¹ 「政府税制調査会海外調査報告 (エストニア、スウェーデン)」 (平 29.6.19 総 10-3) pp.12-13. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai7.pdf>>

庁 (Maksu- ja Tolliamet) に提供し、同庁が記入済申告書⁶²に反映する仕組みを導入した⁶³。

8 EU

欧州委員会は、2016年6月に、シェアリング・エコノミーの普及に向けたガイダンス文書を公表した⁶⁴。同文書は、課税上の問題点について次の対応指針を示している。

- ・加盟各国は、プラットフォーム上で取引情報が記録され、追跡可能になることを利用して、徴税の促進と改善を図ることが奨励される。
- ・仲介サービス会社、課税当局、サービス提供者の間で、税に関する情報を効率的に交換できれば、全体として税務に係る事務負担を軽減できる。仲介サービス会社は、こうした制度の導入に当たって、各国の課税当局と積極的に協力すべきである。
- ・加盟各国は、シェアリング・エコノミーを含め、同一のサービスを提供する事業者間で、公平な競争条件を確保するために、自国の税制を検証することが望ましい。また、加盟各国は、シェアリング・エコノミーに対する税制の適用について、一層の簡素化や明確化を進めるべきである。

おわりに

シェアリング・エコノミーは、新たな経済活動の形態の一つであることから、様々な課税上の問題点が指摘されている。ただし、既に見たとおり、所得税の課題は働き方の多様化と、法人税の課題は企業による国境をまたぐ電子商取引等の経済活動一般と、その問題の根源を広く共有している。そのため、シェアリング・エコノミーへの税制上の対応は、多様化する経済活動の全体的な動向を踏まえて行うべきものと言えるだろう。実際に、政府税制調査会では、こうした観点からシェアリング・エコノミーへの対応が議論されている⁶⁵。また、同調査会では、納税者と課税当局の双方における事務負担の軽減を目的として、情報技術 (ICT) を活用して税務手続の環境整備を進めることも検討されている。シェアリング・エコノミーに対応する税制や税務手続の環境整備に向けて、活発な議論がなされることが期待される。

⁶² 課税当局が雇用者等から集めた情報 (給与、利子、源泉徴収額、各種控除額等) を申告書に予め記入し (記入済申告書)、納税者に提供するサービスが行われている。同サービスは、納税者の税務申告を支援することを目的として、2001年から導入された。納税者は、同申告書を基に、未記入の事業所得、国外所得等を記入して確定申告を行う (同上, p.2)。

⁶³ 同上, pp.6-7.

⁶⁴ European Commission, “A European agenda for the collaborative economy,” COM(2016) 356 final, 2016.6.2, pp.13-15. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016DC0356&from=EN>>

⁶⁵ 財務省「説明資料 [経済活動の ICT 化・働き方の多様化等]」 (平 29.9.26 総 11-1) 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/_icsFiles/afieldfile/2017/09/27/29zen11kai2.pdf>